

様式(細則 5-2)

令和 8 年 4 月 9 日

浜田市議会議長 澁谷 幹雄 様

議員名 村木 勝也

## 調 査 研 究 活 動 報 告 書

下記のとおり調査研究のため研修等を行ったので、その結果を報告します。

### 記

1. 期 間 令和 8 年 3 月 26 日

2. 調査研修内容

再生可能エネルギー事業に関する条例の制定背景、制度内容及び運用の考え方を把握し、本市における制度検討の参考とするため。

3. 研 修 先

松江市学園南 1 丁目 20-43 番地 松江市環境エネルギー部

4. 調査経費 3,825 円

高速料金 420 円 (浜田東～江津) 往復

1,080 円 (斐川本線～松江玉造本線) 往復

燃料代 (移動距離 往復 250 キロ 25L のガソリン代) 2,325 円

5. 調査研究活動の概要

別紙のとおり



## 【視察研修の概要】

### 1、松江市再生可能エネルギー発電事業と地域の調和に関する条例

#### (1) 条例制定の背景

再生可能エネルギー発電事業を巡る住民トラブルの顕在化や、住民説明会における混乱等を契機として検討が進められ、令和6年度から準備を始め、令和7年度に条例制定された。

#### (2) 条例の基本的な考え方

本条例は、国のガイドラインの確実な履行を前提としつつ、地域の実情に応じた調整機能を付加したものである。単なる規制ではなく、基準を満たさない計画を排除するとともに、適正な事業については行政が関与し、一定の信頼性を付与する仕組みとして設計されている。

#### (3) 条例の主な機能

許認可制度の導入により、事業の計画段階から行政が関与できる体制が整えられている。また、住民説明の充実や維持管理に関する報告義務を通じて、事業開始後も継続的に状況を把握する仕組みが設けられている。これにより、行政が事業者に対して意見を述べ、指導を行う根拠が明確化された点は大きな特徴である。

#### (4) 制度運用の考え方

本条例は地域調整を主眼とし、建設基準等の技術的事項は国及び島根県の所管とされている。また、住民の賛否を直接問う制度は設けず、説明及び協議を通じた理解形成を重視する運用がなされている。



## ○ 所感

本視察には、次の2つの視点をもって臨みました。

### 1. 中山間地域の防衛と事前対策

この度の「再生可能エネルギー発電事業」を巡る住民トラブルは、我々中山間地域に住む者にとって、決して他人事ではありません。急傾斜地や水源地といった地域特性を抱える中で、トラブルを未然に防ぐために、法律の範囲内でどのような事前準備・制度設計（条例）が必要なのかを検証すること。

### 2. 公平・公正な判断基準の確立

33年間の行政職経験から、行政には「市民を守る立場」と「事業者を守る立場」の双方が存在することを痛感しています。対立が生じた際、議員として感情論に流されず、中立公正に判断するための「確実な判断材料」を整理すること。

今回の視察を経て、条例とは地域住民と事業者が同じテーブルで対話するための「共通のルールブック」であるべきだと確信しました。

特に留意すべきは、後手に回った規制の危うさです。事業が進捗した後に網をかけるような規制は、「余目町個室付浴場事件（最判昭 53.6.16）」の例の如く、行政権の濫用や信義則違反に問われるリスクを孕んでいます。だからこそ、計画の初期段階から行政が関与し、地域の実情（地形や水源）に応じた基準を明確に示す「入り口でのコントロール」が不可欠です。

本市における自然環境の保全と再生可能エネルギーの導入が、市民の信頼のもとで真に両立できるよう、松江市の先進事例を指針とし、本市の条例制定に向けた動きを加速させたいです。